

(有)フランチャーンタナカ

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知、情報提供を行う。

<対策>

- ・令和2年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・令和2年6月～ 制度に関するパンフレットを社員に配布し、周知を図る。
- ・令和3年3月～ 社員に再度周知を図る。